

見解書

南千住北部地区住宅街区(E街区)建設事業及び
都市計画道路補助線街路第321号線建設事業

平成7年10月

東京都
東京都荒川区
東京都住宅供給公社
住宅・都市整備公団 東京支社

1. 総 括

1-1 事業者の氏名及び住所

〔総括代表者〕

氏 名：東京都 代表者 東京都知事 青島幸男
住 所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

〔南千住北部地区住宅街区（E街区）建設事業〕

氏 名：東京都 代表者 東京都知事 青島幸男
住 所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

氏 名：東京都住宅供給公社 代表者 理事長 三科亮次
住 所：東京都渋谷区神宮前五丁目53番67号

氏 名：住宅・都市整備公団 東京支社 代表者 支社長 木下英敏
住 所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号
新宿アイランドタワー

〔都市計画道路補助線街路第321号線建設事業〕

氏 名：東京都荒川区 代表者 東京都荒川区長 藤枝和博
住 所：東京都荒川区荒川二丁目2番3号

1-2 対象事業の名称及び種類

名 称：南千住北部地区住宅街区（E街区）建設事業及び都市計画道路補助線街路
第321号線建設事業

種 類：住宅団地の新設、高層建築物の新設、道路の新設及び改築

1-3 対象事業の内容の概略

対象事業の内容の概略は、表1-3-1に示すとおりである。

表1-3-1 事業の内容の概略

(南千住北部地区住宅街区(E街区)建設事業) (以下「E街区建設事業」という)

項目	内 容 の 概 要	
位 置	東京都荒川区南千住四丁目地内	
区 域 面 積	約3.45ha	
用 途 地 域	準工業地域 建べい率60% 容積率200%	
住 宅 建 設 戸 数	約1,250戸	
建 物 高 さ	約3.5~14.5m	
床 面 積	約104,500m ²	
計 画 人 口	約3,750人	3.0人/戸
駐 車 台 数	約655台	
主たる公共公益施設等	区画道路、公園、保育所 等	
工 事 期 間	平成8年度~平成11年度の予定	

注)再開発地区計画により、容積率の緩和を予定

(都市計画道路補助線街路第321号線建設事業) (以下「補321号線建設事業」という)

位置及び区間	起点: 東京都荒川区南千住三丁目 延長 約1.15km } 終点: 東京都荒川区南千住八丁目
	改築部の延長: 約830m、新設部の延長: 約320m
通 過 地 域	荒川区南千住三丁目、四丁目、八丁目
道 路 規 格	第4種第1級
設 計 速 度	60km/h
主要接続道路	補助189号線、環状4号線、補助322号線、荒川区画街路
道 路 構 造	平面部約1.15km
標 準 幅 員	道路幅員25.0m (中央分離帯0.5車道6.5路肩0.5植樹帯1.5自歩道3.5)×2
車 線 数	往復4車線
計 画 交 通 量	7,900~20,400台/日(平成22年度 ^{*1})
事 業 期 間	平成9年度~平成17年度予定

注)*1: 東京都将来交通量推計年

1-4 評価書案について提出された主な意見及び事業者の見解の概略

評価書案について、都民からの意見書が1件提出され、関係区長からの意見が5件（荒川区長、足立区長、葛飾区長、墨田区長ならびに台東区長）提出された。これらの内主な意見とそれに対する事業者の見解は、次に示すとおりである。

主　な　意　見	見　解　の　概　略
<p>＜大気汚染＞</p> <p>工事車両の排気による大気汚染防止のため、工事車両は可能な限り最新規制適合車を使用し、適切な運行管理とアイドリング防止に努められたい。</p>	<p>＜E街区建設事業、補321号線建設事業＞</p> <p>工事用車両の排気による大気汚染を防止するため、可能な限り最新規制適合車の使用に努めます。また、工事用車両の集中化をさけるため、適切な車両の運行管理と不要なアイドリングの防止等に努めます。</p>
<p>＜騒音・振動＞</p> <p>工事にあたっては、騒音規制法、振動規制法、東京都公害防止条例に基づく勧告基準の遵守に努め、なお一層の騒音・振動対策を講じられたい。</p>	<p>＜E街区建設事業＞</p> <p>工事にあたっては、低騒音、低振動の工法、及び低騒音型の機械を極力採用するとともに、工事区域の外周に仮囲いを設け、騒音の伝搬防止を図り、騒音規制法等の諸法令に基づく基準等の遵守に努めます。また、適切な工事工程管理並びに建設機械の稼働時間の調整を行う等、建設機械の稼働が一時的に集中しないように配慮致します。</p> <p>＜補321号線建設事業＞</p> <p>低騒音、低振動の工法及び低騒音型の機械を極力採用するとともに、適切な工事工程管理並びに建設機械の稼働時間の調整を行う等、建設機械の稼働が一時的に集中しないように配慮致します。</p>
<p>＜低周波空気振動＞</p> <p>建物の供用後の低周波空気振動については、機械類から発生することが懸念されるため、なお一層の調査と対策に努められたい。</p>	<p>＜E街区建設事業＞</p> <p>建物の供用後は、機械類を極力屋内に設置し、必要に応じて防振対策を施すため、低周波空気振動の影響はほとんど発生しないと考えています。なお、万一、低周波空気振動の影響が生じていることが明らかになった場合には、その原因を調査し適切な対策を講じます。</p>
<p>＜土壤汚染＞</p> <p>緑水銀、鉛、亜鉛を含む、基準値を超える土壤は、適切な処理を実施のうえ、その飛散防止対策を実施されたい。</p>	<p>＜E街区建設事業＞</p> <p>掘削範囲内にある処理を要する土壤については、東京都埠頭公社の受入基準、「汚染土壤処理基準」（東京都環境保全局）等に従い処理致します。掘削範囲外にある処理を要する土壤については、処理を要する土壤の表面を汚染されていない土壤で覆土致します。</p> <p>また、処理を要する掘削土壤を仮置き等、外部に暴露する場合にはシートで覆うなど飛散防止のための措置を講じ、掘削土壤の搬出に当たっては、工事用車両のタイヤ等に付着した泥土等は、場外道路に飛散させないよう出入口に洗車設備等を設置し、またシートによる荷台のカバー等により、荷台からの土砂の落下防止及び粉じんの飛散防止</p>

主な意見	見解の概略
<電波障害> (1) 今回の予測・評価において、電波障害の遙へい障害地域として予測されている区域にふくまれておりますが、現在のところ住宅がないため、特に対策が講じられていません。将来の住宅開発においても、南千住北部地区の事業者は、必要な対策を講じていただきたい。 (2) 既設の共同受信施設に影響があった場合についても、適切な対策を講じられたい。 (3) 本事業により予測地域外において電波障害が発生した場合は、誠意をもって対処されたい。 (4) 常磐新線（秋葉原駅・都県境間）鉄道建設事業および白鷺西地区第二種市街地再開発事業8、9街区住宅建設事業と工事期間、完成時期が重なる予定となっているため、相互の影響による予測外の電波障害も含め対策にあたっては、事業者間で十分協議のうえ対処されたい。 (5) 電波障害が発生した場合には、共同受信施設等により対策を講じるとあるが、都市型CATVの開設エリア内においては、都市型CATVの積極的な活用を図られたい。 (6) 電波障害対策を進めるに当たっては、地域住民への説明を十分行い、住民の理解と納得を得て、誠意ある適切な対応をされたい。特に、電波障害の影響を受ける地域と受けない地域との境界においては、住民の不安が強いため、対策には遺漏ないよう万全を期されたい。	に努めます。なお、洗車排水については、沈砂槽等の処理装置により、下水道の水質基準以下にして公共下水道に放流します。
	<E街区建設事業> 本事業による電波障害が予測される地域については、共同受信施設等の適切な対策を実施致します。なお、現在住宅のない地域における将来の住宅開発に対しては、当該地域の共同受信施設を利用いただけるように共同受信施設に予備の端子をあらかじめ設けるなどの対策を講じます。
	<E街区建設事業> 既設の共同受信施設に対して、本事業による電波障害が生じた場合には、共同受信施設の改善等、状況に応じた適切な対策を実施します。
	<E街区建設事業> 電波障害の発生が予測される地域以外の地域についても、本事業の影響による電波障害が明らかとなった場合には、共同受信施設の設置等、状況に応じた適切な対策を実施致します。
	<E街区建設事業> 電波障害対策の実施にあたっては、隣接する白鷺西地区第二種市街地再開発事業及び常磐新線鉄道建設事業の両事業者と、相互の影響による予測外の電波障害の対策について協議を行い、本事業による影響が明らかになった場合には、共同受信施設の設置等、状況に応じた適切な対策を実施致します。
	<E街区建設事業> 電波障害対策は、共同受信施設の設置による方法を基本としていますが、都市型CATVが開設されている地域については、その活用について都市型CATVを管理、運営している関係機関と協議致します。
	<E街区建設事業> 電波障害対策を進めるに当たっては、事前に各戸に説明用のビラを配布する等により、住民の理解と納得が十分得られるよう努めるほか、必要に応じて説明会等を開催します。 また、電波障害対策地域の設定に当たっては、再度詳細な調査を行い、影響を受ける地域を正確に把握し、電波障害対策に遺漏のないよう努めます。

主な意見	見解の概略
<p><風害> 風洞実験を基に、より一層の風害対策に努められたい。なお、予測外の風害が生じた場合には、植栽等適切な対策を講じられたい。</p>	<p>< E 街区建設事業 > 風洞実験の結果からは、計画地周辺において住宅地相当もしくは一般市街地相当の風環境であると予測しておりますが、万一予測外の風害が生じた場合には、さらに植栽を密に設ける等、状況に応じた適切な対策を講じます。</p>
<p>< 景観 > 白鬚西地区第二種市街地再開発事業区域等の住宅等周辺の景観と調和のとれた景観づくりに努められたい。</p>	<p>< E 街区建設事業、補321号線建設事業 > 計画地周辺は、計画建物完成時点には、大規模な高層住宅群を中心とした新しい都市的景観の出現が予想される地域であります。E街区の計画建物・公園及び補321号線関連施設の設計にあたっては、周辺の都市的な景観構成と調和のとれた景観づくりに努めます。</p>
<p>< その他 ></p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 本事業は白鬚西地区第二種市街地再開発事業及び常磐新線鉄道建設事業と工事期間が重複するため、周辺住民の生活環境保全に万全を期すよう事業者間で十分に調整されたい。 (2) 地球環境保護の観点から、熱帯材を用いた型枠は、可能な限り使用しないよう努められたい。 (3) 地下水涵養等の対策として、歩道等は、透水性のある構造とされたい。また、建物等には雨水の積極的な利用を図られたい。 (4) 計画建物の設計にあたっては、将来、都市型CATVの導入が可能となるよう配慮を願いたい。 (5) 工事中は、現場に窓口を設置し関係地域住民の意見、苦情等に迅速に対応されたい。 	<p>< E 街区建設事業、補321号線建設事業 > 本事業の工事実施計画においては、白鬚西地区や常磐新線の事業者と協議のうえ、建設工事の工事用車両走行ルート及び工事用車両の台数を可能な限り調整し、周辺住民の生活環境保全に万全を期すよう努めます。</p> <p>< E 街区建設事業 > 本事業の建設工事においては、「東京都の建設事業における熱帯材等使用削減方針」(平成5年6月、東京都)に準拠し、可能な限り熱帯材を用いた型枠の使用削減に努めます。</p> <p>< E 街区建設事業 > 歩道状空地部分の舗装については、極力透水性のよいものにして、雨水の地下浸透を図ります。また、雨水の流出抑制による一時貯留水を緑化部分へ使用するなど、積極的な雨水利用に努めます。</p> <p>< 補321号線建設事業 > 歩道の舗装については、極力透水性のよいものにして、雨水の地下浸透を図ります。</p> <p>< E 街区建設事業 > 都市型CATVの導入の可能性について、荒川区関係課と協議します。</p> <p>< E 街区建設事業 > E街区建設事業の工事中は、現地に窓口を設け、苦情に対しては誠意を持って的確に対応致します。</p> <p>< 補321号線建設事業 > 補321号線建設事業の工事中は、現地に窓口を設け、苦情に対しては誠意を持って的確に対応致します。</p>

2. 対象事業の目的及び内容

2-1 対象事業の目的

2-1-1 対象事業の位置づけ

対象事業は、良好な都市型住宅と都市核としての整備による東京北東部の新たな拠点の育成を目指している「南千住地区住宅市街地総合整備事業」の整備計画に基づき、住宅機能を主とする先行開発事業地区として位置づけられている住宅街区（E街区）並びに南千住地区における都市計画道路整備計画の重要な路線の一つである補321号線（（仮称）南北道路）を建設するものである。

2-1-2 E街区建設事業の目的

E街区建設事業は、南千住地区に都心部の住宅不足を改善し、職住近接を実現するため21世紀を展望した良質な都市型住宅と公共公益、生活利便施設からなる魅力ある複合市街地を建設することを目的とする。

2-1-3 補321号線建設事業の目的

補321号線建設事業は、南千住地区及び白鬚西地区等の計画的整備を目指す市街地の重要な幹線道路として位置づけられており、交通の円滑化と地域の健全な発展に寄与することを目的として建設する。



図2-1-1 南千住地区住宅市街地総合整備事業整備計画図

2-2 対象事業の内容

2-2-1 位置及び区域

E街区（計画地）及び補321号線（計画路線）は、図2-2-1に示すとおり都心から約7kmの距離にあり、副都心として位置づけられている7つの拠点（新宿、渋谷、池袋、上野・浅草、錦糸町・亀戸、大崎、臨海副都心13号地）とはほぼ同心円上の立地にある。

また、計画地に隣接する南千住駅にはJR常磐線、営団地下鉄日比谷線が走っており、計画中の常磐新線も含め鉄道交通の利便性の高い地区にある。事業区域位置は図2-2-2に示すとおりであり、計画地の現況は更地である。また、計画路線の改築部については、現道沿道は白鬚西地区の住宅棟等の建設が進行中の地域、JR貨物敷地及び東京ガス千住工場があり、新設部は大部分が東京ガス千住工場敷地他住宅地の一部を通過する。

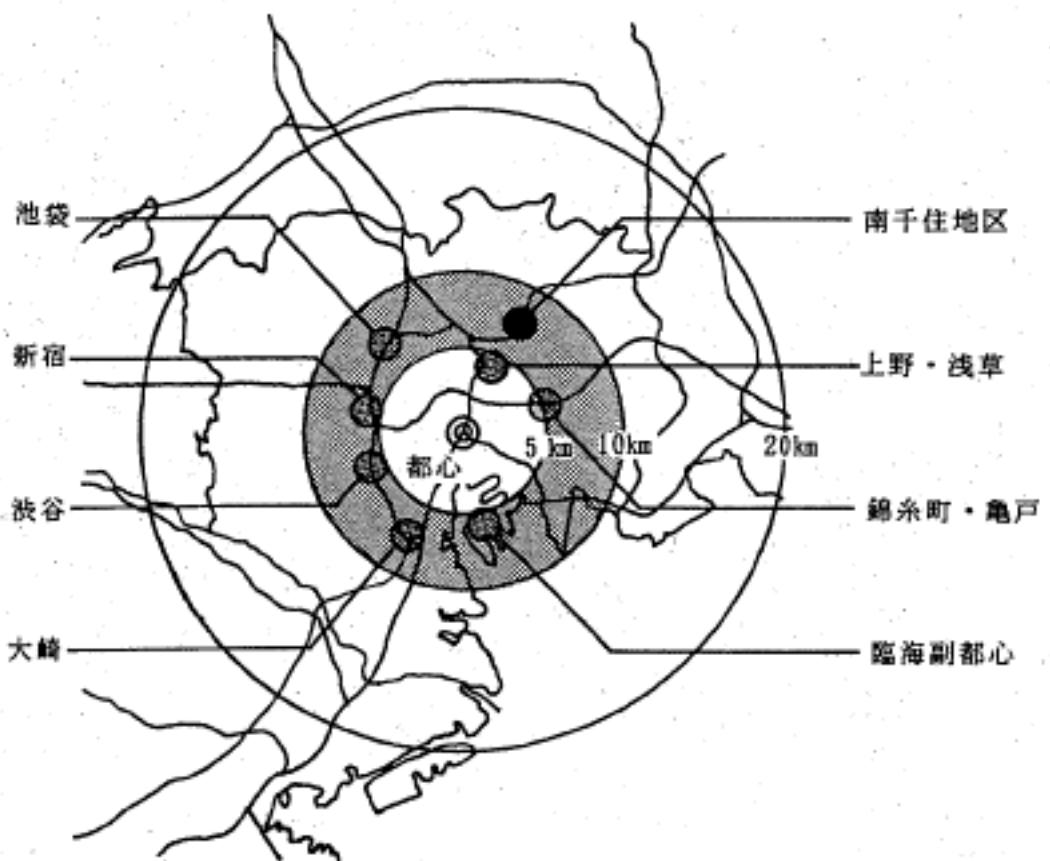
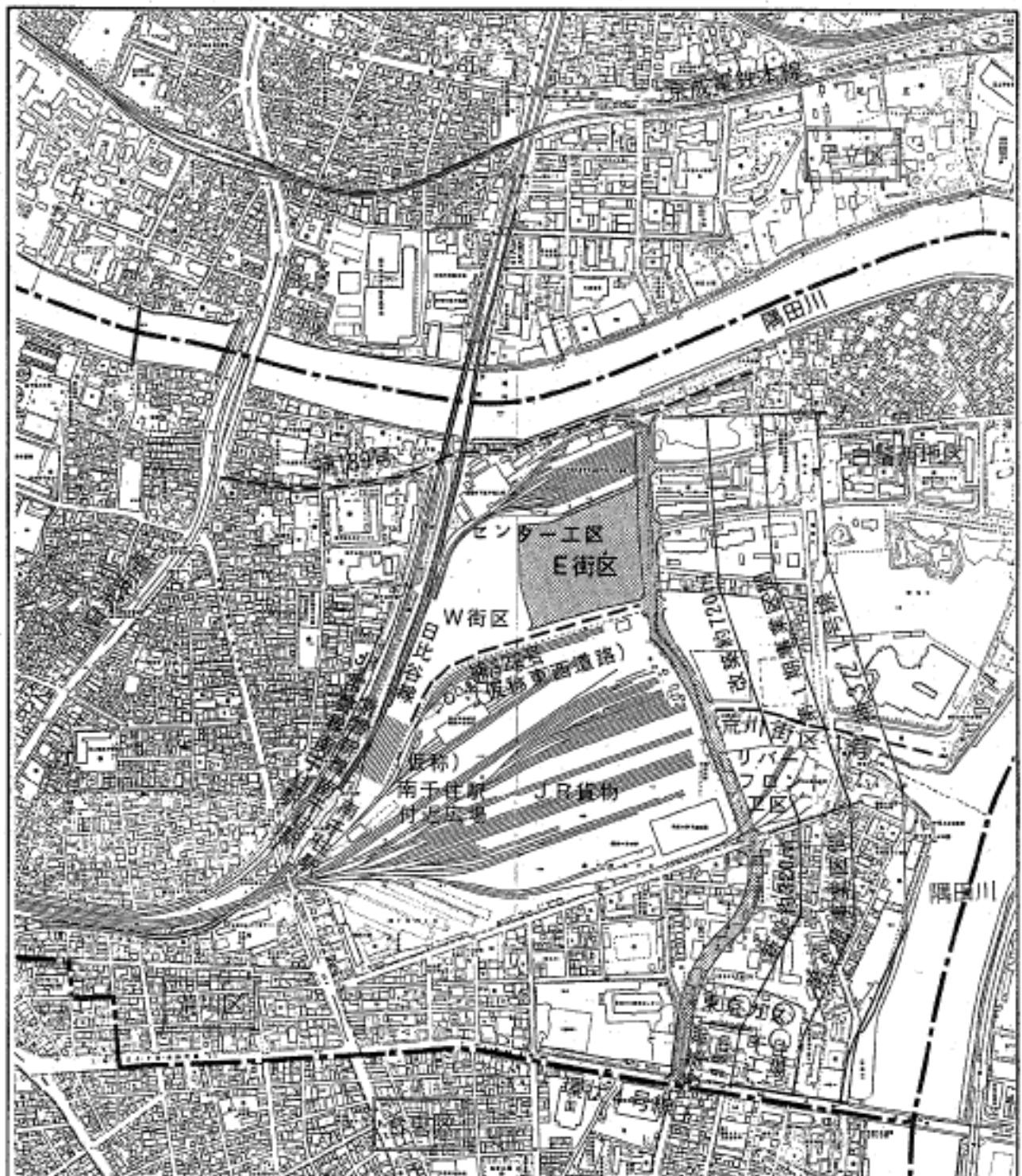


図2-2-1 計画地位置図



凡 例



計 画 地



計 画 路 線

事業区域

本図は東京都（都市計画局）平成4年度1:2,500 地形図「南千住」、「堀切橋」「東日暮里」及び「白鬚橋」を用いて作成したものである

— — 区 界



0 100 300 600m

図 2 - 2 - 2 事業区域位置図

2-2-2 計画概要

(1) E 街区

① 配置計画

計画建物の配置計画は、図 2-2-3 に示すとおりである。

② 土地利用計画

本計画における土地利用は、表 2-2-1 に示すとおりである。

表 2-2-1 土地利用計画

土地利用の区分		面積
公共用地	区画道路	約 4,550 m ²
	公園	約 2,450 m ²
	小計	約 7,000 m ²
宅地 (建築敷地)	建築面積 (人工地盤含む)	約 19,050 m ²
	空地等	約 8,410 m ²
	小計	約 27,460 m ²
合計		約 34,460 m ²

③ 住宅等施設計画

住宅等施設計画の概要は表 2-2-2、断面図を図 2-2-4 に示す。

表 2-2-2 住宅等施設計画概要

事業者	棟名称	住戸数	床面積	建物高さ	公共公益施設等	駐車場
東京都	A	約 380 戸	約 31,350 m ²	約 112m 約32階建	保育所	
都住宅公社	B	約 330 戸	約 31,350 m ²	約 112m 約32階建	防災センター	
住・都公団	C	約 540 戸	約 41,800 m ²	約 35m 約8階建	集会施設	655 台
	D			約 145m 約40階建	店舗等	
合計		約 1,250 戸	約 104,500 m ²	—	約 5,300 m ²	

④ 駐車場計画

駐車場は、大部分を人工地盤下（563台）に、一部を立体駐車場（84台）及び屋外（8台）に設置し、全体で655台を計画している。

⑤ 自動車動線計画

計画建物への自動車出入口及び出入方向は、図2-2-3に示すとおりであり、区画道路より入りし補助線街路を経由して周辺の主要幹線道路にアクセスする計画である。

⑥ 水供給処理計画

上水は東京都の上水道から供給を受ける。

排水は、生活排水と雨水排水を合流して、公共下水道へ放流する。

⑦ 熱源計画

各住宅等での給湯暖房のための熱源は、C、D棟については都市ガスを使用した集中ボイラーによる供給を予定している。また、その他の棟は都市ガスによる戸別設備によるものとする。

⑧ 廃棄物処理計画

各住宅等で発生したゴミは各棟毎に集積場を設け、分別収集方式により収集処理する。

⑨ 緑化計画

計画地の緑化は、「東京都荒川区みどりの保護育成条例」、「東京都緑化指導指針」及び「都営住宅緑化基準」に基づき算定した必要緑化面積約2,530m²以上の緑化面積を確保する。また、公園や人工地盤上の緑化にも努める。

⑩ 区画道路

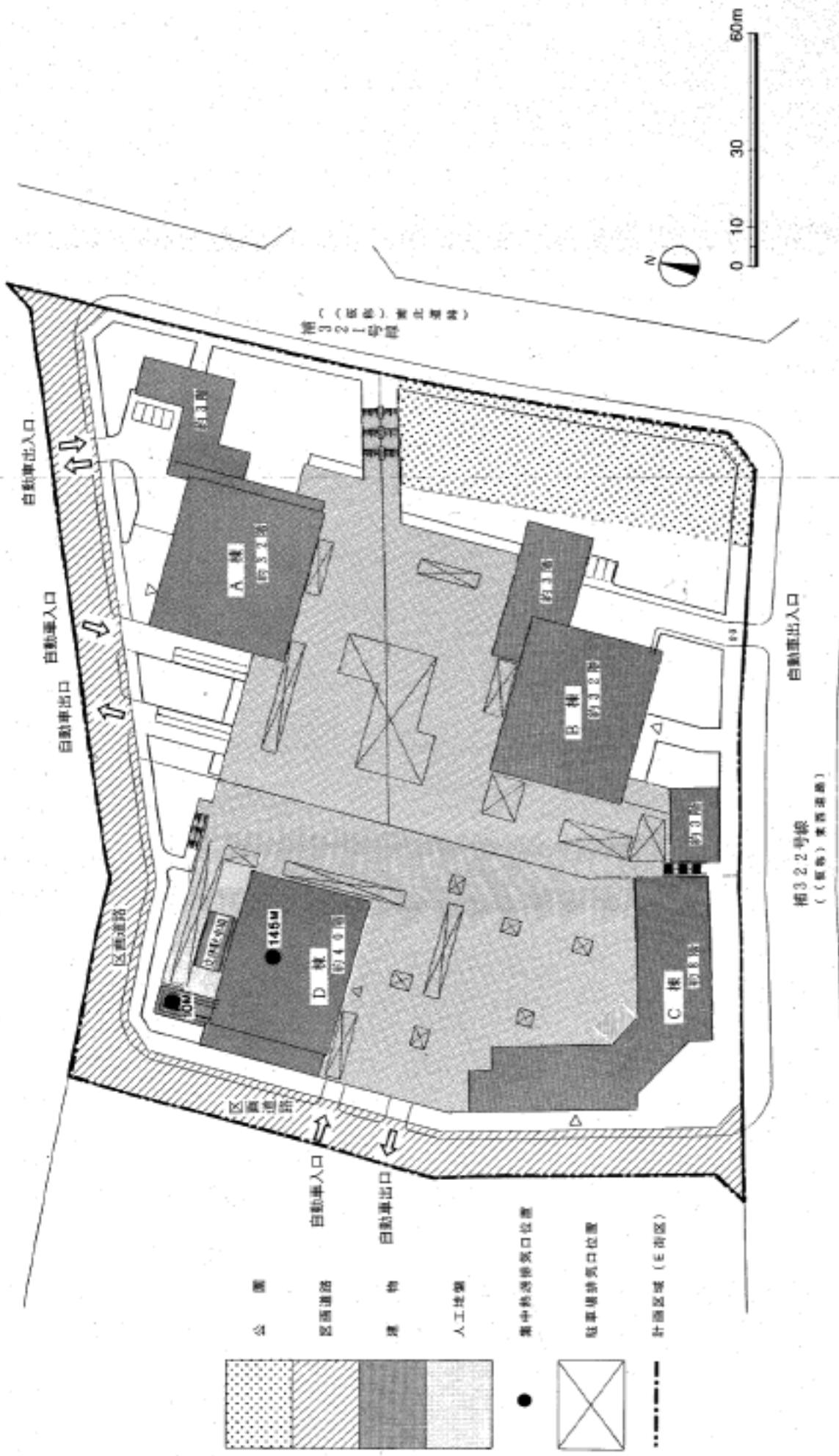
区画道路は、街区からの発生集中交通量及び交差点における出入規制等を考慮し4種2級^{*1}（計画交通量4,000～10,000台／日）対応の道路として整備する。

⑪ 公園整備

E街区東南角地約2,450m²に公園を整備する。

*1 4種2級：道路構造令に定められた道路の区分をいい、4種は都市部の高速自動車国道及び自動車専用道路以外のその他の道路をいい、2級は、都道府県道及び市町村道においては計画交通量4,000～10,000台／日以上の道路を言う。

図2-2-3 計画建物の配置図



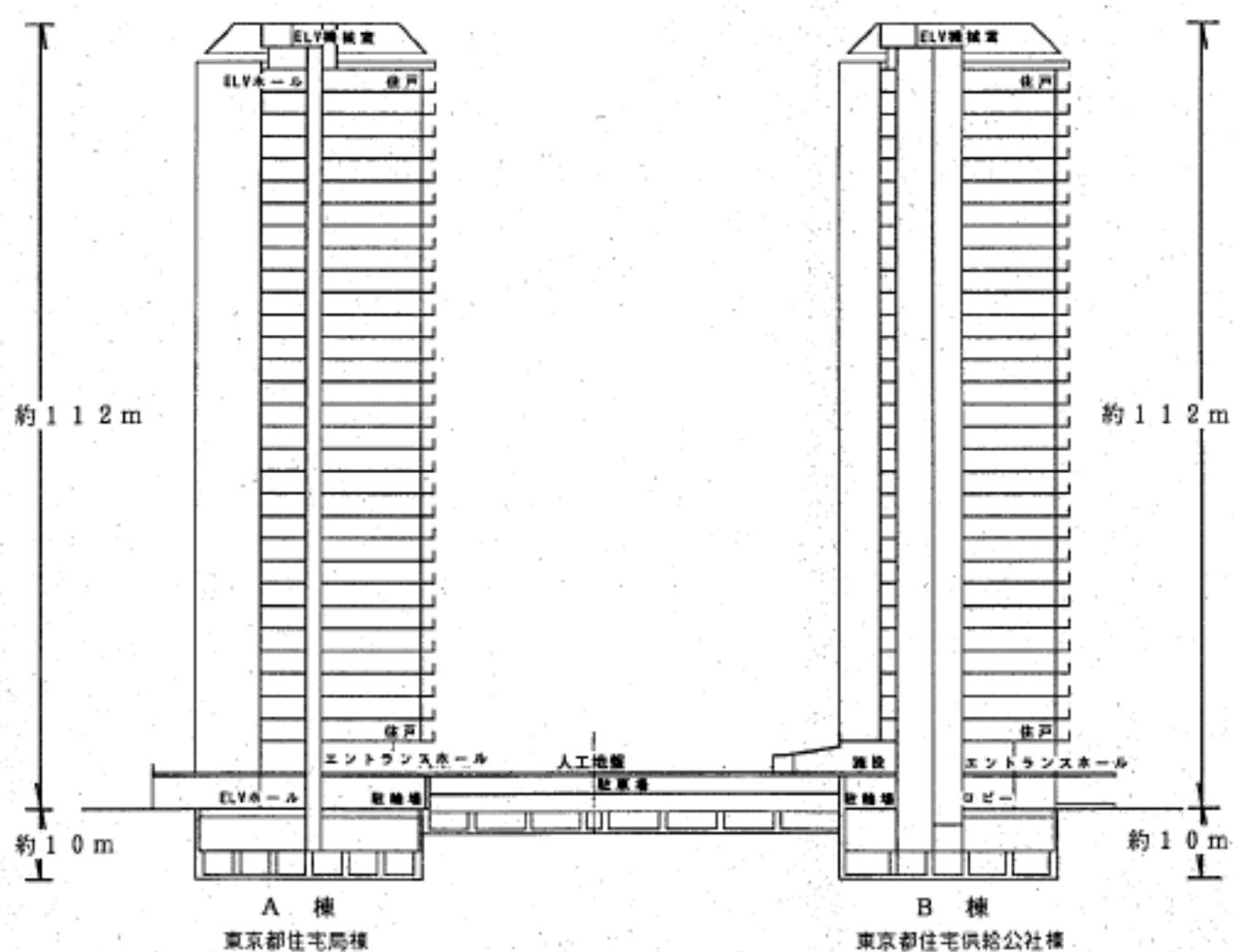
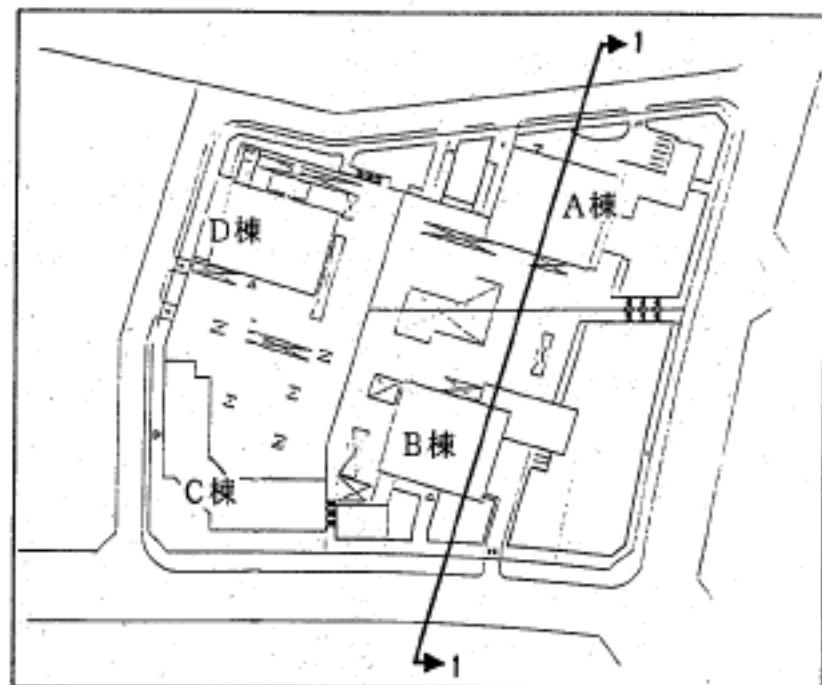


図2-2-4 計画建物の断面図(1) (1-1断面)

(2) 補321号線

① 計画路線（補321号線）の位置

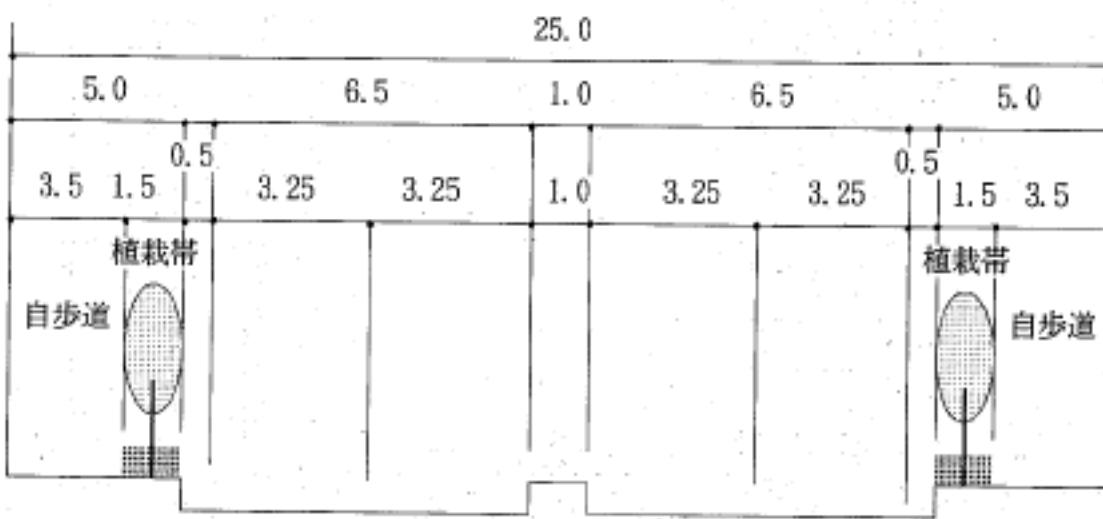
計画路線位置は、荒川区南千住三丁目（環状4号線、明治通り交差点）を起点に、同区南千住八丁目（補189号線交差点）を終点とする延長約1.15kmの区間である。

② 対象路線の概要

対象路線の概要は表2-2-3に示すとおりであり、標準断面図を図2-2-5に示す。

表2-2-3 事業計画の概要

項目	計画の概要
位置及び区間	延長 約1.15km } 起点：東京都荒川区南千住三丁目 終点：東京都荒川区南千住八丁目
標準幅員	改築部延長 約830m 新設部延長 約320m
車線数	幅員25.0m (図2-2-5参照)
過境地域	往復4車線
道路規格	荒川区南千住三丁目、四丁目、八丁目
設計速度	第4種第1級
主要接続道路	80km/h
主要接続道路	補助189号線、環状4号線、補助322号線
道路構造	荒区街1号線
計画交通量	平面部 約1.15km
事業期間	7,900~20,400台/日 (平成22年度)
	平成9年度~ 平成17年度予定



単位:m

図2-2-5 標準断面図

2-2-3 将来交通量の推計

(1) 工事中（平成9年度）

工事中の将来交通量は、将来基礎交通量（工事用車両を除く一般車両交通量）に工事用車両の交通量を加えて推計した。なお、将来交通量の推計年は、建設工事期間中の工事用車両台数が最大となる平成9年度とした。

現況交通量については、工事用車両の主要走行ルートとして使用する道路の現況交通量を調査し設定し、将来基礎交通量は、既存資料（道路交通センサス）に基づく計画地周辺の交通量の推移と現況交通量から将来基礎交通量＝現況交通量と設定した。

工事用車両台数の最大は、計画地（E街区）の基礎掘削工事が行われる時期であり、大型車 675台／日、小型車55台／日、合計 730台／日（往復 1,460台／日）である。

工事中の将来交通量は、将来基礎交通量に工事用車両台数を加えたものであり、その推計結果を図2-2-6に示す。

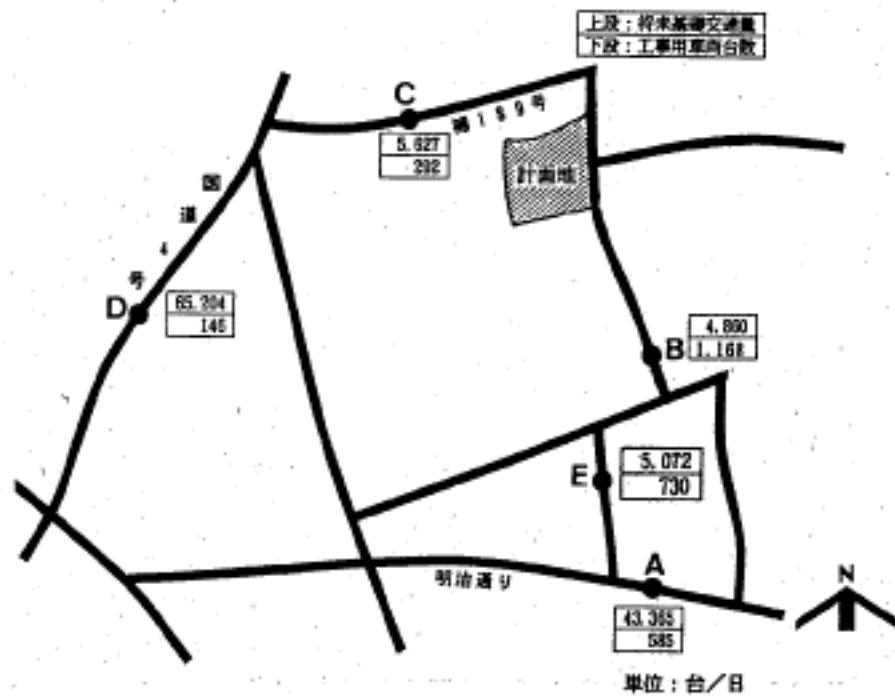
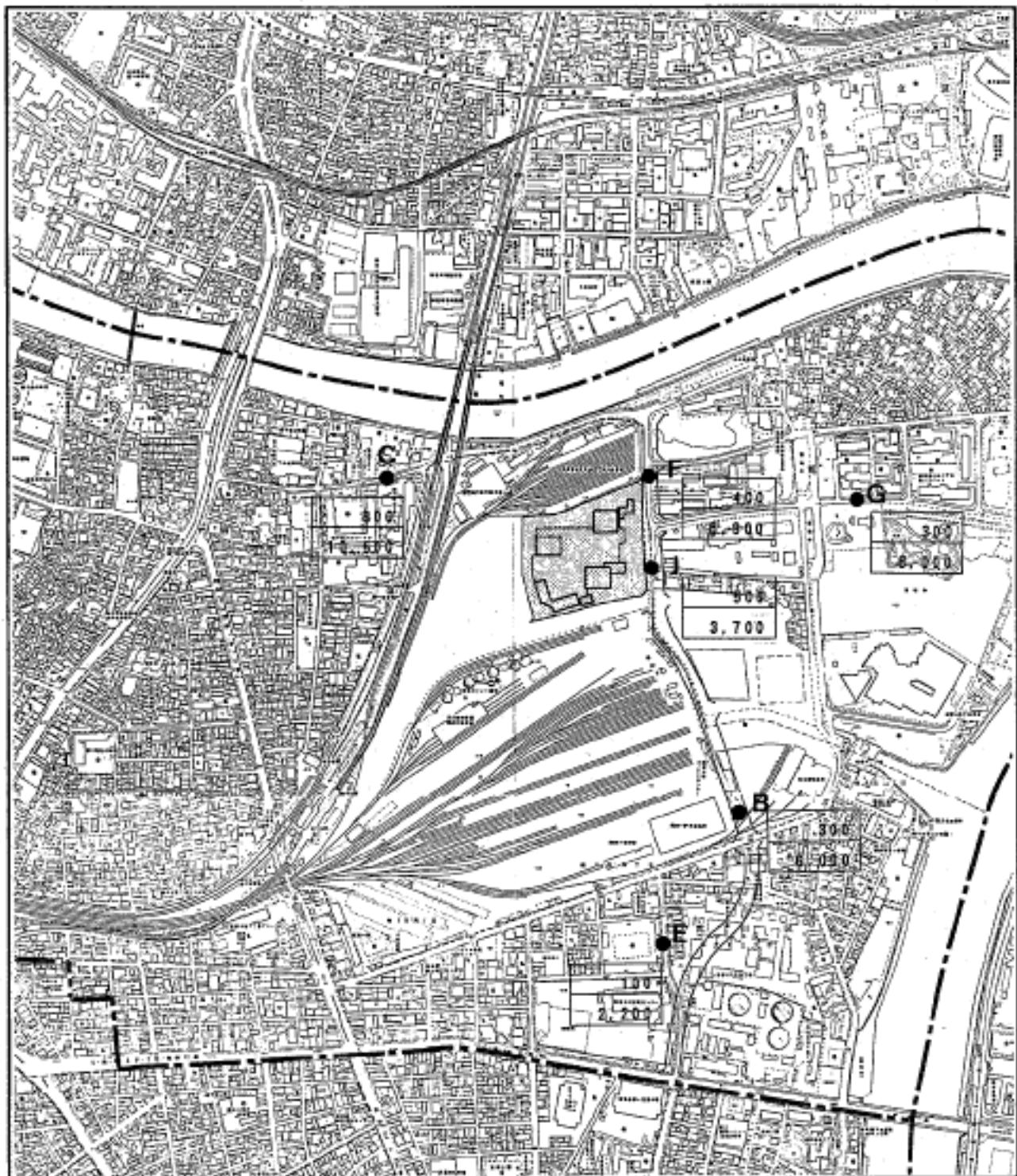


図2-2-6 工事中の将来交通量（平成9年度）

(2) 供用時（平成11年度、平成22年度）

供用時の将来交通量の推計は、「昭和60年度全国道路交通センサス結果」及び計画地、周辺地区の開発による発生集中交通量等を基に推計した地域別の発生集中交通量から平成11年度、平成22年度の将来自動車OD表（起終点表）を作成し、これを推計年次の道路網に配分する方法とした。

推計結果は、図2-2-7～8に示すとおりである。



凡 例



計 画 地



計 画 路 線

上段：E 街区出入交通量

下段：将来基礎交通量

単位：台／日

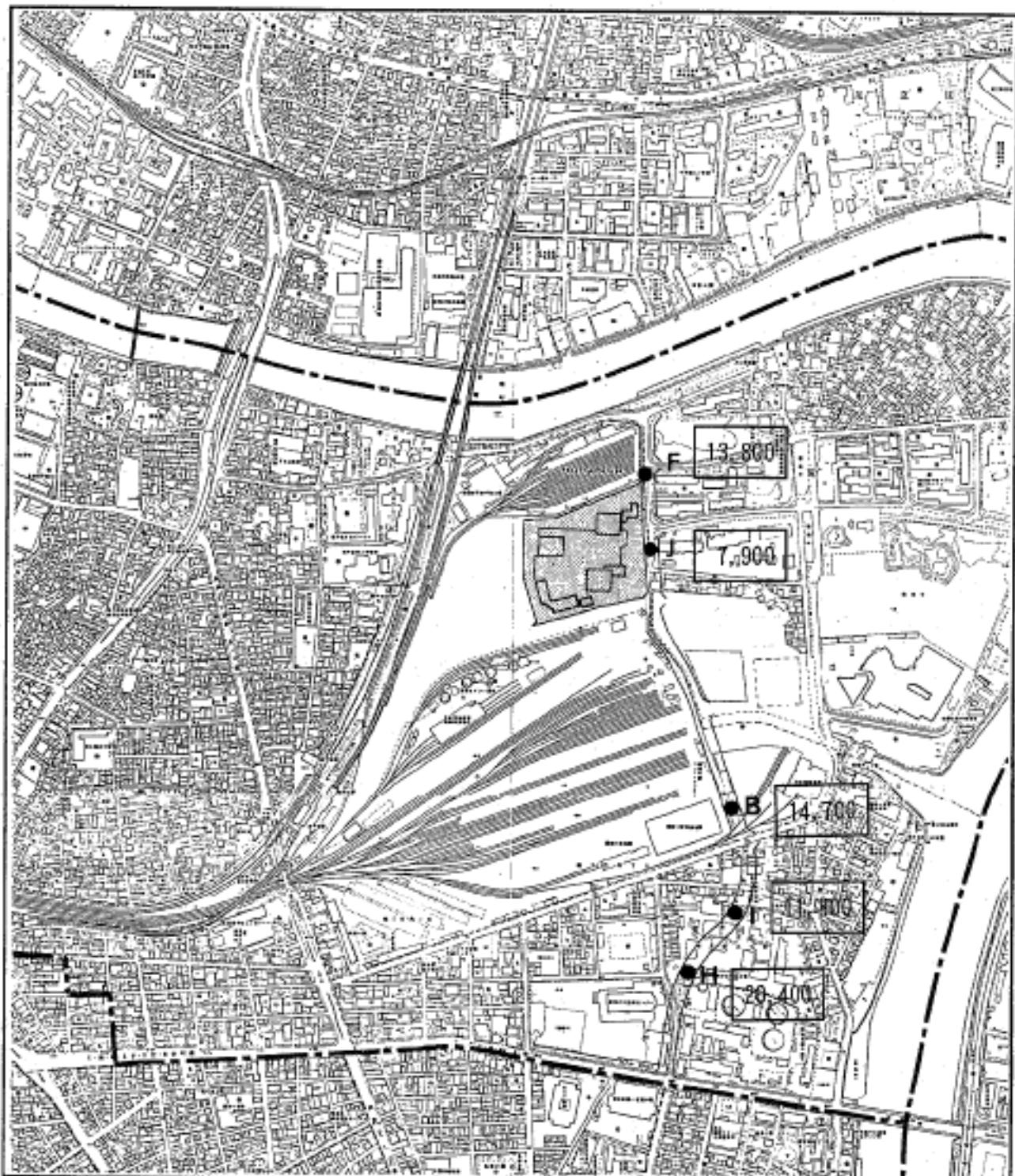
本図は東京都（都市計画局）平成4年度1:2,500 地形図「南北千住」
「堀切橋」「東日暮里」及び「白鬚橋」を用いて作成したものであ
る。

— — 区 界



0 100 300 600m

図 2-2-7 供用時の将来交通量
(平成11年)



凡　例



計画地



計画路線

単位：台／日

注) I 地点及びH地点の交通量の差は、
周辺沿道の開発（東京ガス千住工場）
による発生集中交通量によるものである。

本図は東京都（都市計画局）平成4年度1:2,500 地形図「南千住」
「堀切橋」「東日暮里」及び「白鬚橋」を用いて作成したものである

—区界

0 100 300 600m



図 2-2-8 供用時の将来交通量
(平成22年)

2-2-4 施工計画

(1) E街区

① 除却・準備工事

工事作業区域を鋼製パネル ($H = 3.0m$) で囲い、地中に残っている基礎杭等の除却を油圧破碎機等の解体用建設機械を用いて行う。

② 基礎掘削工事

低層建築物や人工地盤の基礎掘削工事(掘削深さ3m程度)においては、山留等を行ったのち掘削する工法を採用する。超高層建築物の基礎掘削工事においては、山留壁を兼ねた遮水性の高い剛性のある地中連続壁を構築したのち掘削する工法を採用し、地下水低下工法は用いない計画である。

掘削は、油圧式ショベル及びクラムシェルを用いてGL-3 ~ 10m 深さまで行う。

掘削に伴い発生する搬出土量は、約210,000 m³であり明治通り、日光街道を経由し、建設残土は一般処分地(公団事業地・公共事業地他)、処理を要する土壤については管理型処分地に搬出する予定である。

③ 軸体工事

掘削工事完了後、地下部分はトラッククレーン、クローラクレーン等を用いて鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事を施工する。地上部分は、タワークレーンを用いて鉄筋コンクリート工事、鉄骨工事を施工する。

④ 仕上、外構工事

軸体工事が完了した階から、順次内装建具等仕上工事を施工する。建物周辺の植栽・舗装等の外構工事は、主に地上軸体工事完了後施工する。

(2) 捕321号線

捕321号線の施工は、第1期事業区間(改築部の大部分)と第2期事業区間(新設部の大部分と改築部の一部)に分けて行う(図2-2-2参照)。第1期では、拡幅部分にある障害物等の除却や準備工を行った工区から土工事、路盤工事、舗装工事、植栽工事を順に行う。第2期では、新設部分にある既存建物等の除却や準備工を行った後、土工事、路盤工事、舗装工事、植栽工事を順に行う。

(3) 工事用車両及び建設機械台数

① E街区

ア. 工事用車両

工事用車両の主要走行ルートは、図2-2-9に示すとおりである。

工事用車両台数が最大となるのは、基礎掘削工事が行われる工事着工後17カ月目であり、大型車 675台／日、小型車55台／日、合計 730台／日（往復 1,460台／日）の予定である。

イ. 建設機械

工事に使用する主な建設機械は、ジャイアントブレーカ、コンクリート破碎機、ブルドーザー油圧式ショベル、SMW機、油圧式ショベル、杭打機、クラムシェル、コンクリートポンプ車、タイヤローラ、振動ローラなどである。

建設機械の稼働が最大となるのは、工事着工後15カ月であり、この時の建設機械の稼働台数は、クローラクレーン33台／日、走行式クレーン3台／日、杭打機17台／日、クラムシェル3台／日、ブルドーザー3台／日、油圧ショベル22台／日、コンプレッサー3台／日の予定である。

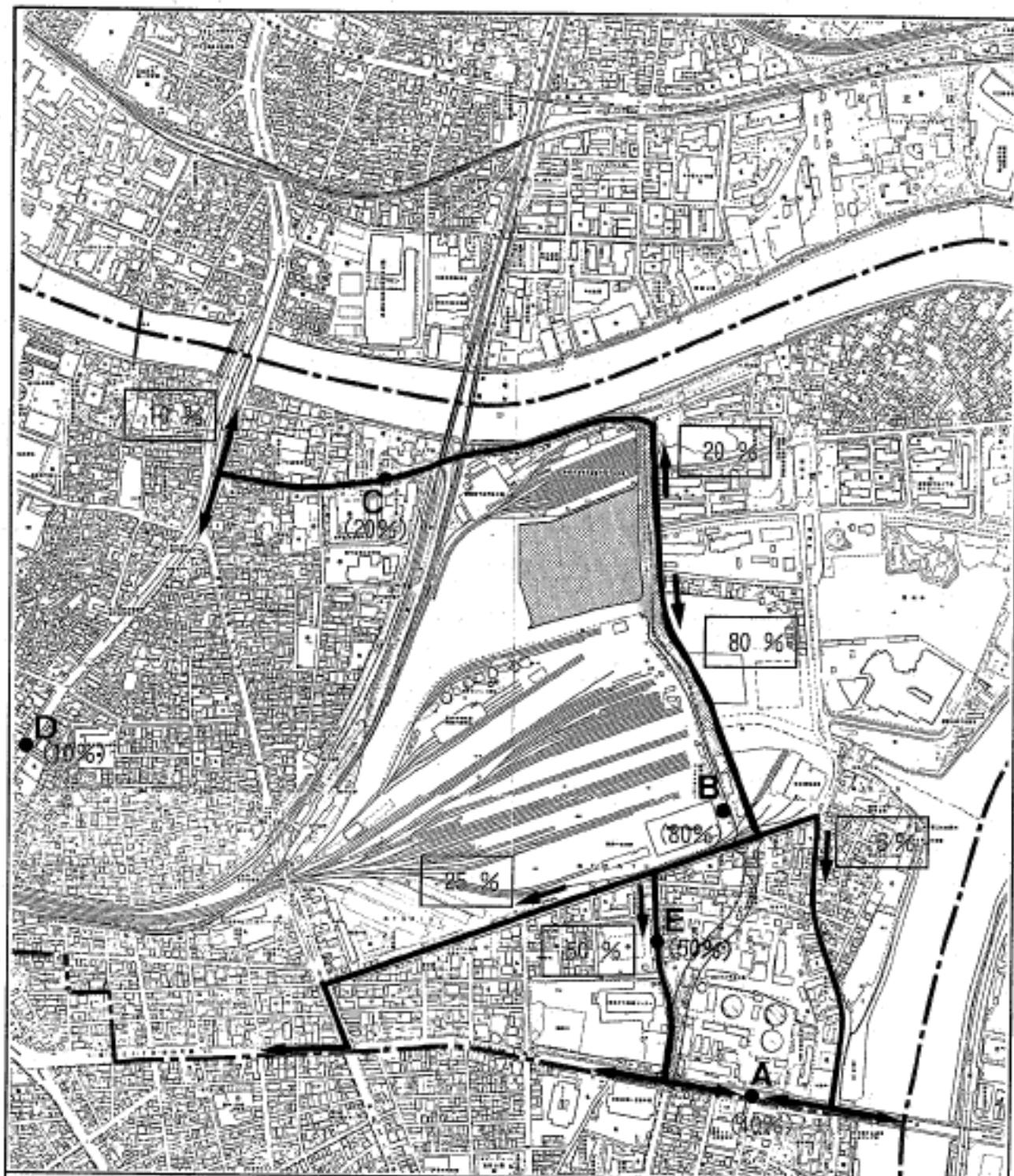
② 補321号線

ア. 工事用車両

工事用車両は、掘削土の搬出用ダンプトラック、鋼材等の資材搬入のトラック及びコンクリート搬入のミキサー車などである。工区別、工種別の工事用車両は、約30～70台／日である。

イ. 建設機械

工事に使用する主な建設機械は、コンクリートカッター、 トラッククレーン、コンクリート圧碎機、油圧式ショベル、タイヤローラー、ブルドーザー、アスファルトフイニッシャー、マダカムローラーなどである。



凡 例



計 画 地



計 画 路 線



工事用車両の主要走行ルート



内の数値は工事用車両の
配分を示す

本図は東京都（都市計画局）平成4年度1:2,500 地形図「南千住」
「堀切橋」「東日暮橋」及び「白鬚橋」を用いて作成したものである

— — 区 界



0 100 300 600m

図 2-2-9 工事用車両の主要走行ルート

(4) 工 程

対象事業の主要工程は、表 2-2-4 に示すとおりである。

表 2-2-4 主要工程表

工事	年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
E 街区	A 棟												
	B 棟												
	C 棟												
	D 棟												
	人工地盤												
補 321 号	第1期 第2期												

除去・準備
基礎掘削
地下躯体
地上躯体
仕上・外構
路盤舗装等

2-3 環境管理に関する計画等の配慮

「東京都環境管理計画」、「荒川区実施計画」、「東京地域公害防止計画」等の上位計画等の方針を受けて、E 街区建設事業では緑豊かな公園整備を伴った良質な住宅を建設し、また、文化・余暇活動機能を備えた公益施設整備を行うことに配慮した。また、沿道の環境の整備を図るとともに、特に、歩道状空地やオープンスペースを積極的に緑化するなど都市緑化について配慮した。

補 3 2 1 号線建設事業では地域の利便性や防災機能の向上と生活環境の保全を図った道路の平面線型とした。また、街路樹及び低灌木を植栽し、緑の量の確保に努めるとともに電柱及び電線を地下に埋設し、案内表示等の付帯施設の色彩に配慮した。